

計画の目的

北海道では、太平洋側、日本海側の津波浸水想定を公表しています。

八雲町は、太平洋と日本海の日本で唯一の2つの海を持つまちであり、自然豊かな地域ですが、沿岸域では、地震津波による広域かつ甚大な被害が想定されています。そのため、「命を守ること」を重点課題として、町の基本的な対応方針を示す本計画を策定しました。

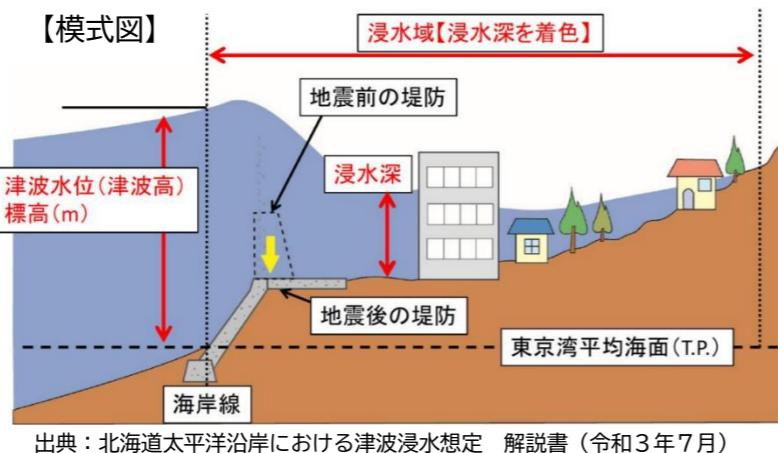
東日本大震災では、日頃から津波に対する避難訓練を行い、大きな揺れが発生したら即時に避難するという体制が整っていた地域では、多くの命が救われています。それぞれのご家庭で、さらには住民のみなさまで、「地震が発生したら、どこへ、どこを通って逃げるか」、「避難に必要なものはなにか」などを確認しておきましょう。

八雲町内で想定されている津波

八雲町内の浸水想定面積と津波水位、第一波到達最短時間は下表のとおりです。

気象庁から津波注意報が発令される基準となる20cm以上の津波浸水深が想定される行政区を「避難対象地域」としました。

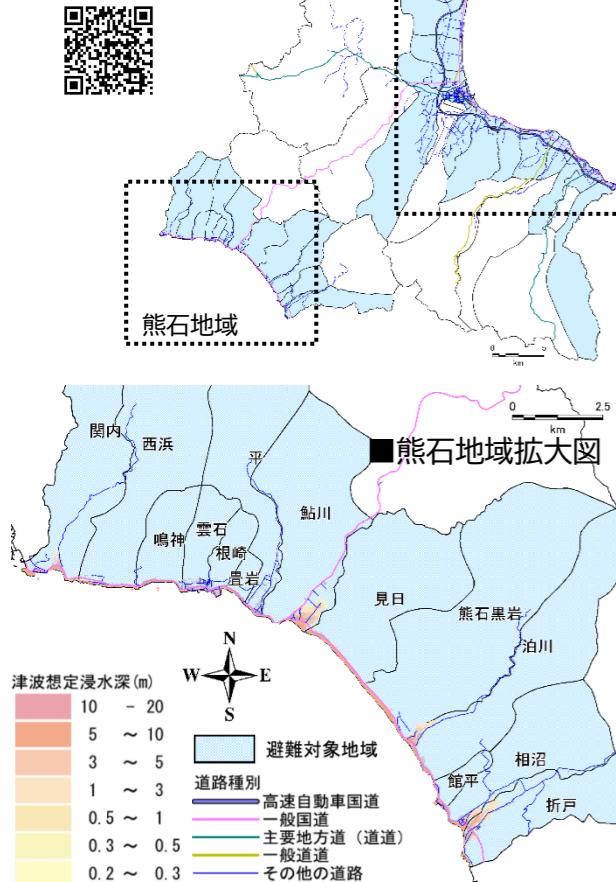
熊石	八雲
最大浸水想定面積	260ha 2,350ha
最高津波水位	11.0m 10.4m
第一波到達最短時間	4分 68分



出典：北海道太平洋沿岸における津波浸水想定 解説書（令和3年7月）

【避難対象地域】

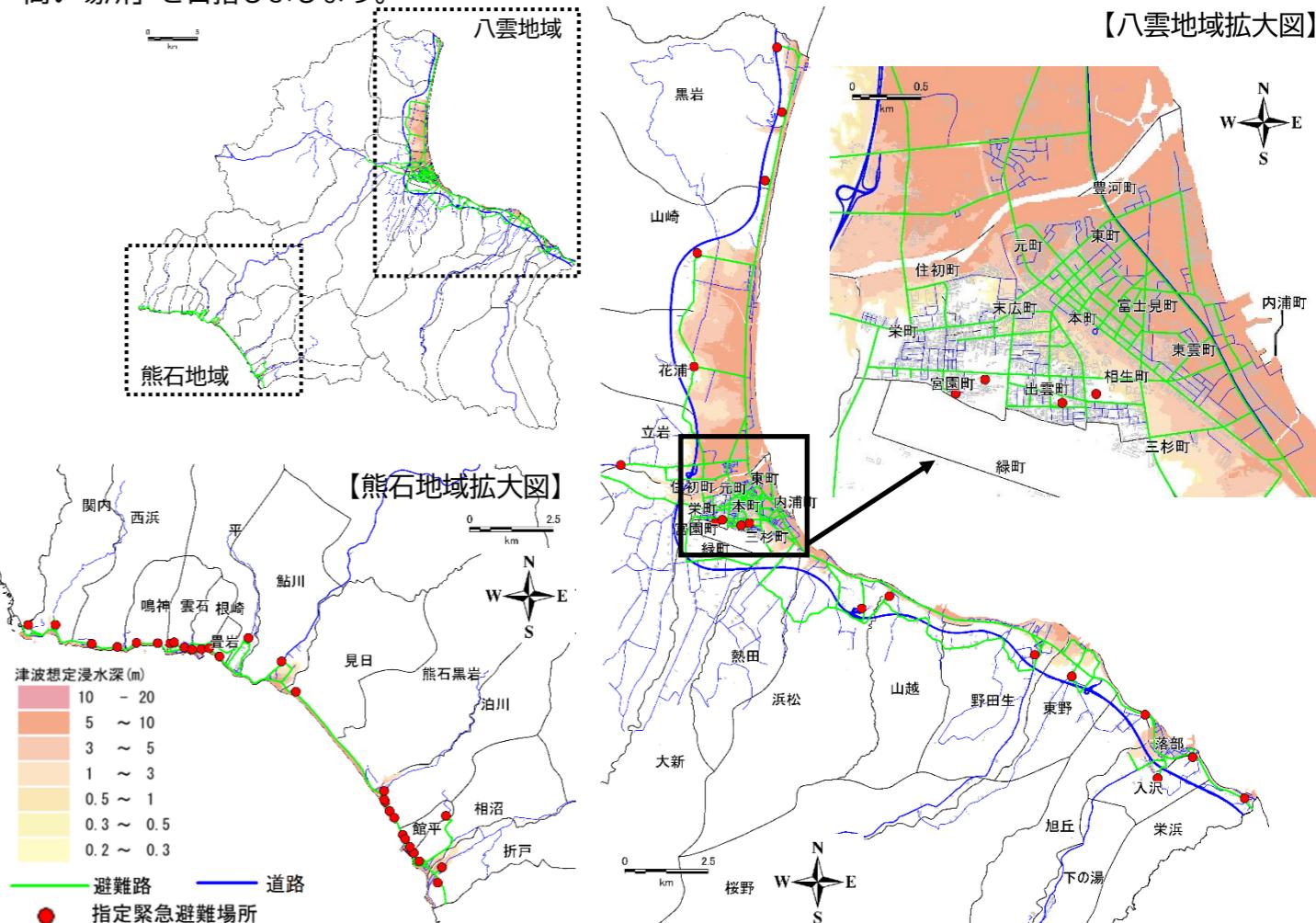
八雲町津波避難計画
(八雲町ホームページ)



避難路と指定緊急避難場所

生活道路とされる幅員5.5m未満の道路よりも幅員の広い道路を、町が指定する避難路としました^注。住民のみなさまは、避難路のほかのその他の道路を含めて、指定緊急避難場所まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路を利用して、できるだけ早く避難してください。津波が河川を遡上するおそれがあるため、川を渡るルートはできるだけ避けてください。

町が指定する指定緊急避難場所などを目標に避難してください。ここなら安心と思わず「より早く」「より高い場所」を目指しましょう。



注：5.5mの避難路から指定緊急避難場所までのアクセス道路が幅員5.5mよりも狭い場合も避難路として設定しています。

熊石地区では、国道から移転改築中の八雲町熊石国民健康保険病院までの道路も避難路として設定しています。

八雲町の避難困難地域

避難を開始するまでにかかる時間を八雲地域では5分、熊石地域では2分として、1.0m/秒で歩いて避難した場合、津波到達時間までに、避難先や津波浸水想定の区域外に避難できない地域（以下、避難困難地域^注という。）を設定しました。

試算によると、八雲町地域で約6,100人、熊石地域で約900人が避難困難地域に居住しています。

注：試算では、東日本大震災の事例等から、避難が可能な限界の距離を設定しました。そのため、避難先からの半径333m以上の範囲は、避難困難地域となっています。

【避難困難地域】



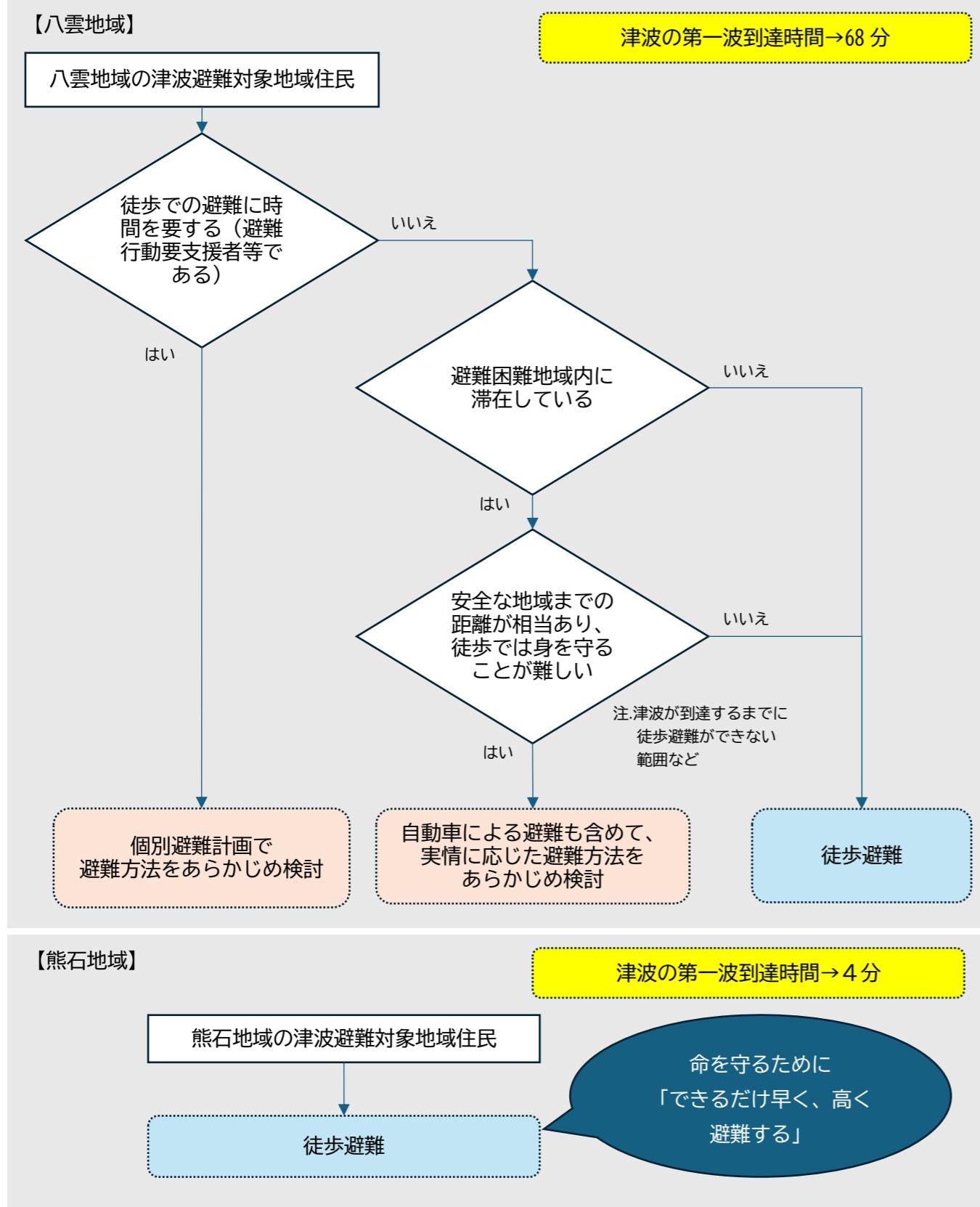
避難方法

原則徒歩で、避難してください。

移動に時間要する方など、徒歩では津波から身を守ることが難しい場合は、自動車などでの避難もやむを得ないものとします。

渋滞や交通事故のおそれ、他の避難者が円滑に避難できないおそれがある場合は、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討してください。

命を守るために、できるだけ早く、高く避難するために必要な準備として、避難経路の確認などを日頃から行なうようにしましょう。



八雲町の津波避難対策やその他留意点

■避難に関する情報の発表

気象庁は津波警報・注意報、町は防災行政無線などのあらゆる手段を活用して避難情報（避難指示）を発表します。住民のみなさまは、これらの情報をもとに身を守る行動をとってください。

	予想される津波の高さ		るべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など、より安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	海拔の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

■避難の誘導

町の職員は、津波注意報や津波警報が発表された場合や強い地震を観測した場合は速やかに町で定めた基準に基づいて参集します。町職員、消防職員・消防団員、警察官などは、人命の安全を第一に住民の避難を誘導します。学校、社会教育施設及び社会福祉施設等では、各施設の管理者が児童や生徒、施設利用者等を誘導します。避難誘導にあたる人が被災することのないように、退避ルールを検討するなど安全の確保に努めます。

住民は、地理に不案内な観光客等の海岸利用者が安全に避難できるよう、周囲に避難を呼びかけるなど、その場でできる助け合いを行ってください。

■津波避難訓練の実施や啓発活動の推進

自動車避難などの様々な避難者を想定しつつ、年1回以上の津波防災訓練を実施するものとします。避難先までの距離が相当ある地域や移動に時間要する避難行動要支援者が居住する地域を対象に、自動車による津波避難訓練の実施を検討します。避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を実施することが重要です。また、住民の津波避難意識を高めるため、ハザードマップや厳冬期を想定した避難への備えなどの啓発や漁業協同組合と連携した避難行動計画等の策定や漁業関係者の避難訓練等の検討も進めます。

■積雪寒冷地対策の実施

冬季の積雪時などは避難に時間要するそれやライフライン等の被害が増大するおそれがあります。

除雪資機材の準備や電源を要しない暖房器具や燃料、段ボールベッドなどの備蓄を進めるほか、避難路を確保するための除雪や住民に対して雪崩の注意喚起等を行います。

■避難行動要支援者等避難対策

避難路のバリアフリー化や、わかりやすい標識等の設置、避難行動要支援者等に配慮したトイレ空間の確保や自動車避難者を想定した駐車場の確保など、避難環境の整備も併せて進めます。

整備を進めている避難行動要支援者名簿などを活用して、津波警報や避難指示等の避難情報の伝達手段とその内容についてお伝えするとともに、地域の支援ネットワークと協力して適切な避難誘導につなげます。

■地域ごとの津波避難計画

住民のみなさまの命を守るためにには、地域の方のご協力が不可欠です。より安全に避難できるよう、地域ごとの詳しい情報をもっとも把握している住民の方々が、地域ごとの津波避難計画づくりに参画することが望ましいです。町は、地域ごとの津波避難計画の作成に必要なワークショップ等の実施などを支援します。